

「スマホ等使用に関する」家庭教育宣言

近年、スマートフォンや携帯、ネットワークにつながることでできるゲーム機など（以降「スマホ等」）の登場により、様々な場所や端末からインターネットを利用することが可能となるなど、急速にインターネット利用の形態、場面が変化しています。とりわけ青少年に関しては、個人や家庭での利用のみならず、学校教育の中でも活用されており、今後の日本を担う若い世代にとって、インターネットは欠かせない重要な道具となっています。

他方で、いわゆる出会い系サイトやコミュニティサイトの利用に起因して青少年が犯罪被害に遭う事例も跡を絶たない現状があります。また、インターネット上の掲示板や動画サイト、メール等を使った「ネット上のいじめ」の拡大や、深夜に及ぶメールのやりとり、ゲームやコミュニケーションサービスの利用など、携帯電話への過度の依存によって、青少年の生活面に影響を与えることが懸念されています。とりわけ、LINEに代表されるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、子ども達の学習や生活をも脅かす危険性を持っています。このことは、わたしたちが住んでいるうきは市においても、決して他人事で済まされない状況にあります。

その現状を私たち保護者は、十分に理解し、子どもたちを守ることができているのでしょうか？

子どもたちに、スマホ等を安易に買い与えているのではないのでしょうか？

これらの機器が子ども達の身の回りに存在し、将来にわたって子どもたちは使いこなしていかなければならないことも事実です。そこで、私たち保護者は、以下のことを確認するとともに、子どもたちを守る立場を明確にし、子どもたちと真剣に話し合う必要があると考えます。

一、機器は、買い与えたのではなく、子どもたちに貸している。

※ 機器を買い与えているのではなく、貸していることを認識することです。なぜなら、スマホ等の使用料は、私たち保護者が支払っています。そのことから、機器の所有権は保護者が持つていることとなります。

一、親として、「子どもを守り、育てること」「は、当然であり、そのために、毅然として子どもと向き合う。」

※ 子どもたちがどんな友だちを持ち、どんな行動をしているかを把握し、危険な目に遭わないように予防することは、親として当然の義務であり、権利であることを認識する。

以上のことを踏まえ、私たち「うきは市立福富小学校」は、ここに、次の事項を親子で確認することを宣言します。

宣 言

一、スマホ等の暗証番号は、保護者に知らせ、勝手に変えない。

※ 保護者がいつでも通信内容が確認できるようにすることで、ネット空間でのいじめ等から子どもを守ることを共通理解する。

一、課金の懸かる有料アプリやサイトは、話し合ってから決める。もし、間違っって購入した場合は、すぐに保護者に知らせる。

※ インターネット上では、課金サイトや有料アプリだけでなく、出会い系サイトや危険なサイトにすぐにつながるようになっており、危険性が高いことを確認する。

一、スマホ等の使用は、リビング(居間)で行い、午後九時から朝六時までは保護者に預ける。(学校へは、持っていない。)

※ 保護者の前で話せない内容をメールやトークで行うと、誤解を生む原因になることを確認する。また、固定電話等で相手の保護者と話せないような友だちとの付き合いは、避けることも確認する。

一、人として、スマホ等の使用に関するマナーを守る。

※ 食事中、人と話している最中、家庭学習中、自転車の運転中は、スマホ等の使用をしない。これは、これからの社会に生きる人としてのマナーであることを確認する。

一、以上の確認した内容と違う使い方をした場合は、直ちに保護者に機器を返す。

※ 単に、スマホ等を取り上げるのではなく、一時的に親が預かり、はじめから守るべき内容を話し合う必要があることを理解させる。

以上のことを宣言します。

令和四年四月

うきは市立福富小学校PTA